

令和5年度

## 越前市議会 提言シート

- (1) 地域自治振興事業（行政協力交付金）について
- (2) 地域ネットワーク活動事業・  
重層的支援体制整備事業（補助金）について
- (3) 森林環境譲与税基金事業について

令和5年10月23日

# 越前市議会提言シート

(令和5年9月定例会 決算特別委員会)

<b>事業</b>	地域自治振興事業（行政協力交付金）
<b>事業概要</b>	<p>地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへ移行、地区民がだれでもがまちづくりに参画でき、システムを創造し、住民自らの手で計画、課題解決し、地域住民ニーズのまちづくりを推進する。行政協力金は市と地区自治振興会との間で、行政協力に関する協定を締結し、区長に対して行政協力業務を委託する。</p> <p>市と自治連合会及び自治振興会が締結した行政協力に関する協定書に基づき、市広報物の世帯配布等、各区長が行う業務に対し交付金を交付 252 町内</p>
<b>決算額</b>	行政協力交付金 56,803,250 円
<b>次年度予算への提言</b>	
<p><b>&lt;提言&gt;</b></p> <p>自治振興会は、地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりを推進している。その中の市と地区自治振興会との間で、行政協力に関する協定を締結し、行政協力業務を委託しているが、この行政協力金の算定に外国人世帯の数値が当初算定数値から外れて別途加算要件に該当した場合、加算として受けられるようになっている。</p> <p>福井県の中で多く外国人市民が居住している越前市においては、市は市の責任を果たし、多くの外国人市民を抱え、大変苦勞している地区があり、日本人市民と同様の負担を負っていることから、行政協力委託金の算定を改めるよう、次のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外国人世帯の行政協力金算定方法を見直し、基礎数値に参入して算定すること。</li></ul> <p style="text-align: center;">※事業実施に関する意見 ⑤その他 事業実施手法の見直し</p>	

# 越前市議会提言シート

(令和5年9月定例会 決算特別委員会)

<b>事業</b>	地域ネットワーク活動事業・重層的支援体制整備事業（補助金）
<b>事業概要</b>	<p>社会福祉協議会の社会福祉活動や在宅福祉強化事業活動への助成 13,179 千円 ほか、重層的支援体制整備事業対象分 8,370 千円（国 1/2・3/4）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会活動事業補助金 10,179 千円 ※R5年度より補助金額の根拠を明確化（365 円／世帯×国勢調査世帯）</li><li>・社会福祉活動専門員補助金 4,170 千円（人件費充当） ※R5年度より「助け合い活動推進事業補助金」とし、補助対象事業を明確化</li><li>・在宅福祉強化事業補助金 7,200 千円（人件費充当） ※R5年度より「地域福祉活動推進事業補助金」とし、補助対象事業を明確化</li></ul> <p>（地域福祉計画における社会福祉協議会） 地域福祉計画の推進にあたり特に重要な役割を担い、本計画の実施計画となる地域福祉活動計画により、地域の特性に合わせた地域福祉を推進する。</p>
<b>決算額</b>	R4年度 地域ネットワーク活動事業 13,179 千円 重層的支援体制整備事業（補助金） 8,370 千円
<b>次年度予算への提言</b>	
<p><b>&lt;提言&gt;</b></p> <p>社会福祉協議会は、市地域福祉計画において「地域福祉計画の推進にあたり特に重要な役割を担い、本計画の実施計画となる地域福祉活動計画により、地域の特性に合わせた地域福祉を推進する。」と明記されている。</p> <p>同協議会が、より効果的に地域密着型の地域のまちづくり事業に取り組み、その活動が市民に分かりやすく、見えやすい事業にしていくために、次のことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 社会福祉協議会が、地域福祉事業により効果的に取り組めるよう、3つの補助金や2つの予算事業の一本化などを検討すること。</li><li>② 地域ネットワーク活動事業の名称を事業内容が市民にわかりやすいものに改めること。</li><li>③ 補助要綱において、社会福祉協議会が行う地域福祉活動が、地区住民に寄り添い、住民の求め、必要性に応じたサービスを提供する旨を明確化すること。</li></ol> <p style="text-align: right;">※事業実施に関する意見 ⑤ その他 事業実施手法の見直し</p>	

# 越前市議会提言シート

(令和5年9月定例会 決算特別委員会)

<b>事業</b>	森林環境譲与税基金事業
<b>事業概要</b>	森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策を実施する。 (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条 用途の範囲)
<b>決算額</b>	55,478,005円
<b>次年度予算への提言</b>	
<b>&lt;提言&gt;</b> 森林環境譲与税の用途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条の用途の範囲内で、市の判断により、森林の整備など幅広い事業に活用可能となっている。 令和6年度より森林環境税が全市民に賦課され、市民の森林環境への関心が一層高まることが予想される。今後は、新たに森林環境譲与税を基金に積み立てず、以下の事項に、活用すること。  ① 小規模森林間伐促進事業の補助を拡大し、不用木撤去は、電線電話線のライフラインの有無にかかわらず、公道に台風などで倒木する恐れがある森林樹木を対象とすること。 ② 林道の維持保全活動の補助対象を拡大すること。 ③ 里山林や竹林の整備と保全、鳥獣害対策などのため、作業道(軽トラックが走行できる程度の山道)の整備、維持補修費用に対して補助を行うこと。 ④ 本事業の啓発のため、多くの市民が親しみやすい箇所を選定し、モデル事業として整備すること。  ※事業実施に関する意見 ④ 新規事業、⑤ その他 事業実施手法の見直し	